

労働者定年退職金条例

第一章 総則	
第 1 条	<p>定年退職後の労働者の生活保障の増進、労使関係の強化、社会及び経済発展の促進のために、本条例を制定する。(第 1 項)</p> <p>労働者の定年退職金に関する事項については、本条例を優先して適用する。本条例に定めがない場合、その他法律の規定を適用する。(第 2 項)</p>
第 2 条	<p>本条例の主務機関は次の通りである。中央の場合、行政院労働者委員会、直轄市の場合、直轄市政府、県(市)の場合、県(市)政府とする。</p>
第 3 条	<p>本条例で指す労働者、使用者、事業単位、労働契約、賃金及び平均賃金の定義は、労働基準法第 2 条の規定に基づく。</p>
第 4 条	<p>中央主務機関は、労働者定年退職基金の審議、監督、審査のために、及び本条例における年金保険の実施に関して、労働者定年退職基金監理委員会(以下「監理委員会」という)を組成しなければならない。(第 1 項)</p> <p>監理委員会は独立してその職権を行使し、その組織、会議及びその他関連事項については、別段の法律の定めによる。(第 2 項)</p> <p>監理委員会の成立後、監理委員会は、労働基準法第 56 条第 2 項に規定する労働者定年退職基金監理業務を、統括して取り扱う。(第 3 項)</p>
第 5 条	<p>労働者定年退職金の收支、保管、滞納金の課徴、過料処分及びその強制執行などの業務は、中央主務機関、労働者保険局に委託し取り扱う。</p>
第 6 条	<p>使用者は、本条例を適用する労働者のために、毎月定年退職金を拠出しなければならない。労働者保険局が設立する労働者定年退職金の個人専用口座に積立てなければならない。(第 1 項)</p> <p>本条例において別段の規定がある場合を除き、使用者は、それが制定するその他労働者定年退職金規程により、前項の労働者定年退職金制度を代替してはならない。(第 2 項)</p>
第二章 制度の提供及び連結	
第 7 条	<p>本条例の対象は、労働基準法を適用する本国籍の労働者である。但し、私立学校法の規定により、定年退職準備金を拠出する場合、適用しない。(第 1 項)</p> <p>実際に労働に従事する使用者及び使用者がその定年退職金の拠出に同意した労働基準法不適用の本国労働者又は委任された支配人は、自ら拠出を行うことができ、本条例の規程に基づき、定年退職金の拠出及び受領ができる。(第 2 項)</p>
第 8 条	<p>本条例の施行前に既に労働基準法を適用する労働者で、本条例施行後も依然として同じ事業単位にて労働を提供している場合、労働基準法における定年退職金制度を継続して適用することを選ぶことができる。但し、離職し、改めて雇用される場合、本条例における定年退職金制度を適用しなければならない。(第 1 項)</p> <p>本条例施行後に、民営化した公共事業で、労働者としての身分を備える公務員で引続き留用される場合、労働基準法上の定年退職金制度か、或いは本条例上の定年退職金の何れかを適用するか選択することができる。(第 2 項)</p>
第 9 条	<p>使用者は、本条例の交付から施行前日までの期間内に、本条例上の労働者定年退職金制度及び労働基準法上の労働者定年退職金規程について、労働者の選択を書面にて照会する。期限満了までに選択しなかった</p>

	<p>労働者は、本条例の施行日から労働基準法上の定年退職金規定を引続き適用する。(第1項)</p> <p>本条例の施行日後も引続き労働基準法上の定年退職金規定を選択した労働者は、5年以内ならば、本条例の退職金制度を尚も選択することができる。(第2項)</p> <p>使用者は本条例の退職金制度を適用した労働者のために、下記の規定により労働者保険局において拠出手続を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1項の規定により適用を選択した者については、本条例施行後15日以内に申告しなければならない。 2. 第2項の規定により適用を選択した者については、適用を選択した日から15日以内に申告しなければならない。 3. 本条例施行後に設立した新規事業単位については、設立の日から15日以内に申告しなければならない。 <p>(第3項)</p>
第10条	<p>本条例上の定年退職金制度適用の労働者は、労働基準法上の定年退職金規定へ再度変更することはできない。</p>
第11条	<p>本条例の施行前に既に労働基準法を適用する労働者で、本条例施行後も依然として同じ事業単位にて労働を提供し、本条例上の定年退職金制度の適用を選択した場合、その本条例適用前の勤務年数は保留しなければならない。(第1項)</p> <p>前項で保留した勤務年数について、労働契約が労働基準法第11条、第13条の但書、第14条及び第20条又は職業災害労働者保護法第23条、第24条の規定により解除された場合、使用者は各法律の規定に基づき、契約解除時の平均賃金を基に、保留した勤務年数に応じた解雇手当又は定年退職金を計算し、労働契約解除後30日以内に支給しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項で保留した勤務年数は、労働契約存続期間において、労使双方が労働基準法第55条及び第84条の2の規定を下回らない基準に基づき支給することを定めた場合、その約定に従う。(第3項)</p> <p>公営事業の公務員で労働者の身分を備える者で、民営化の日付けで、それが移転した民営化前の勤務年数は、民営化前に適用していた定年退職関連法令に基づき定年退職金を受領する。但し、留用人員は、それが受領する月払の定年退職金の受領及び関連権利を停止しなければならない。離職時にこれを回復する。(第4項)</p>
第12条	<p>本条例の定年退職金制度適用の労働者について、本条例適用後の勤務年数は、労働契約が、労働基準法第11条、第13条の但書、第14条及び第20条又は職業災害労働者保護法第23条、第24条の規定により解除された場合、使用者が支払う解雇手当は、勤務年数に応じ、一年ごとに2分の1ヶ月分を原則とし、1年未満の場合、比例で計算しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の規定に基づき計算する解雇手当は、労働契約の解除後30日以内に支払わなければならない。(第2項)</p> <p>労働基準法上の定年退職金規定を引き続き選択した労働者の場合、その解雇手当は同法第17条の規定に基づき支払う。(第3項)</p>
第13条	<p>労働者の定年退職金保障のために、使用者は労働基準法上の定年退職制度を選択し、本条例適用前の勤務年数を保留した労働者の人数、賃金、勤務年数、流動率等に基づきその労働者退職準備金の拠出率を計算し、労働基準法第56条第1項の規定に基づき引続き、5年以内に労働者定年退職準備金を満額になるまで毎月拠出し、定年退職金の支払にあてる。(第1項)</p>

	<p>労使双方は、第 11 条第 3 項の規定に基づく、定年退職金精算の約定は、労働基準法第 56 条第 1 項で規定する労働者定年退職準備金の専用口座から支払うことができる。(第 2 項)</p> <p>第 11 条第 4 項の規定に基づき支給すべき労働者の定年退職金は、公営事業の民営移転条例第 9 条の規定に基づき取り扱う。(第 3 項)</p>
<p>第三章 定年退職金専用口座への拠出・請求</p>	
第 14 条	<p>使用者が毎月負担する労働者定年退職金の拠出率は、毎月の労働者の賃金の 100 分の 6 を下回ることができない。(第 1 項)</p>
	<p>前項で規定する賃金に応じた毎月の拠出率一覧表は、中央主務機関により草案され、行政院にこれを決定するよう求める。(第 2 項)</p>
	<p>労働者は、自身の毎月の賃金の 100 分の 6 の範囲内において、自ら定年退職金を別途拠出することができる。労働者自ら拠出する部分については、当年度の個人総合所得総額から、全額控除することができる。(第 3 項)</p>
	<p>第 7 条第 2 項の規定により自ら拠出した定年退職金は、前 3 項の規定に基づき取り扱う。(第 4 項)</p>
第 15 条	<p>同一使用者のもとで、又は第 7 条第 2 項、第 14 条第 3 項に基づき自ら拠出する場合、調整できる労働者定年退職金の拠出率は、1 年で 2 回を限度とする。調整する場合、使用者は当月の月末前までに、拠出率の調整表を労働保険局に通知し、通知の翌月の 1 日付けで発効する。(第 1 項)</p>
	<p>労働者の賃金が当年の 2 月から 7 月の間に調整される場合、その使用者又は所単位は当年の 8 月末までに、調整後の毎月拠出される賃金を労働者保険局に通知しなければならない。当年の 8 月から翌年の 1 月の間に調整される場合、翌年の 2 月末までに、労働者保険局に通知しなければならない。その調整は、通知した翌月の 1 日付けで発効する。(第 2 項)</p>
	<p>第 1 項の拠出率は、百分率(%)の単位で小数点以下第一位まで計算する。(第 3 項)</p>
第 16 条	<p>労働者定年退職金は、労働者の入社日から退職日まで拠出しなければならない。但し、本条例の施行日から本条例の定年退職金制度の適用を選択した場合、それが本条例上の定年退職金制度適用を選択した日から、退職する当日までとする。</p>
第 17 条	<p>第 7 条第 2 項に基づき、定年退職金を自ら拠出する場合、使用者又は所属単位は、かかる労働者の拠出開始日又は拠出停止日において、労働者保険局へ開始又は停止の手続を行い、月々拠出金額を天引きし、これを納めなければならない。(第 1 項)</p>
	<p>前項に基づき、自ら定年退職金を拠出する場合、その定年退職金の拠出は、それが自ら拠出することを申請した日から、拠出停止の申請をした当日までとする。(第 2 項)</p>
第 18 条	<p>使用者は労働者の入社、退職、復職又は死亡の日から起算して 7 日以内に、拠出手続の開始又は停止手続を、労働者保険局へ行わなければならない。</p>
第 19 条	<p>使用者が拠出及び納付すべき定年退職金の金額は、労働者保険局が翌月の 25 日前までに事業単位に対し、保険料納付請求書を発行し、使用者は翌翌月の月末までに納付しなければならない。(第 1 項)</p>
	<p>労働者が自ら拠出する定年退職金は、使用者がそれから徴収した後、使用者の負担額と併せて、労働者保険局へ納付しなければならない。その定年退職金の拠出は、それが自ら拠出を開始した日から退職当日日までとする。(第 2 項)</p>
	<p>使用者が期限日までに未納であったり、又は納付金額が不足する場合、労働者保険局は、期限内に納付するよう通知しなければならない。(第 3 項)</p>

第 20 条	<p>労働者の休職、徴兵、刑事事件により停職又は勾留され、裁判所の判決が確定する前において、使用者は、事由の発生日から 7 日以内に、かかる労働者の定年退職金の拠出停止を書面にて労働者保険局に届出なければならない。労働者の復職後、使用者は、かかる労働者の定年退職金拠出開始を書面にて届出なければならない。(第 1 項)</p> <p>刑事事件により停職又は勾留された労働者の復職後、使用者が停職期間の賃金を支給した場合、使用者は復職した月の翌月の月末までに定年退職金を納付しなければならない。(第 2 項)</p>
第 21 条	<p>使用者が拠出する金額は、労働者に対し毎月書面通知しなければならない。(第 1 項)</p> <p>使用者は労働者の入社、退職、出勤記録、賃金、毎月の拠出記録及び関連資料を内容とする労働者名簿を備置かなければならない。(第 2 項)</p>
第 22 条	<p>事業単位は、本条例上の労働者定年退職金制度に代わる、その他労働者退職金制度を自ら制定してはならない。</p>
第 23 条	<p>定年退職金の受給及び計算方法は次の通り:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月払いの定年退職金: 労働者個人の定年退職金専用口座の元金及び累積利益について、年金生命表に基づき、平均余命及び利益等の基礎計算により算出された金額を、定期的に支給される定年退職金とする。 2. 定年退職金の一時払い: 労働者個人定年退職金専用口座の元金及び累積利益を一時払いで受取る。 <p>(第 1 項)</p> <p>本条例に基づき拠出した労働者定年退職金の運用収益は、当地銀行の二年定期預金の利率を下回ることはできず、不足が生じた場合、国庫からこれを補う。(第 2 項)</p> <p>第 1 項第 1 号で指すところの年金生命表、平均余命、利率及び金額の計算は、労働者保険局が草案し、中央主管機関に決定を求める。(第 3 項)</p>
第 24 条	<p>満 60 歳で、勤務年数が満 15 年以上の労働者は、月払いの定年退職金受給を申請することができる。但し、勤務年数が 15 年未満の場合、定年退職金一時払いの受給を申請しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の勤務年数の計算は、実際に定年退職金を拠出した勤務年数に基づく。勤務年数が途中で途切れた場合、その前後の拠出年数を合算する。(第 2 項)</p> <p>労働基準法不適用の労働者は、第 1 項に規定する事由がある場合にのみ、受給の申請をすることができる。(第 3 項)</p>
第 25 条	<p>労働者は、月払いの定年退職金受給の申請をした時、一定金額を一括で拠出し、年金保険に加入し、これを第 23 条第 3 項で定める平均余命後の年休支給に充てなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項規定の拠出金額、拠出手続及び加入する保険者の資格については、中央主務機関の定めによる。(第 2 項)</p>
第 26 条	<p>労働者が定年退職金の受給申請を行う前に死亡した場合、その遺族又は指定受給者は、定年退職金の一時払い受給を申請することができる。既に月払いの定年退職金を受給した労働者が、第 23 条第 3 項で規定する平均余命前に死亡した場合、月払いの定年退職金の給付を停止する。その個人定年退職金専用口座を精算し剰余金がある場合、その遺族又は指定受給者が受取る。</p>

<p>第 27 条</p>	<p>前条の規定に基づき定年退職金の受給を申請できる遺族の順位は次の通り:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者及び子女。 2. 父母。 3. 祖父母。 4. 孫子女。 5. 兄弟、姉妹。(第 1 項) <p>前項において、同一順位の遺族が複数いる場合、共同で受給申請を行い、受給申請を行った遺族は、受給申請を行わなかった遺族に対し分配しなければならない。死亡、放棄、又は法定事由により相続権を失った場合、残りの遺族が受給を申請する。但し、生前に特定の遺族を受給者として指定した場合、それに基づく。(第 2 項)</p> <p>労働者の死亡後、第 1 項の遺族又は指定受給者がいない場合、その定年退職金専用口座の元金及び累積利益は、労働者定年退職基金となる。(第 3 項)</p>
<p>第 28 条</p>	<p>労働者、遺族又は指定受給者が、定年退職金の受給を申請する場合、申請書に関連書類を添え労働者保険局に受給の申請を行わなければならない。関連書類の内容及び受給申請手続きは、労働者保険局の定めによる。(第 1 項)</p> <p>受給手続きが終わり、審査の結果、月払いの定年退職金の支給となった場合、申請書受理の翌月から四半期毎に支給しなければならない。一時払いの定年退職金の場合、申請書受理の期日から 30 日以内に支給しなければならない。(第 2 項)</p> <p>労働者、遺族又は指定受給者が受給する定年退職金の精算基準は、中央主務機関の定めによる。(第 3 項)</p> <p>第 1 項の定年退職金の請求権は、受給の申請ができる日から起算して、5 年間行使しないことで消滅する。(第 4 項)</p>
<p>第 29 条</p>	<p>労働者の定年退職金及び労働者定年退職金受給申請の権利は、譲渡、差押、相殺又は担保に供してはならない。</p>
<p>第 30 条</p>	<p>使用者が労働者のために拠出する金額は、労働者の離職を理由に、労働者の賃金から賠償として差し引いたり、或いは労働者に支払を求めてはならない。離職時の賠償又は支払に関して約定する場合、かかる約定は無効とする。</p>
<p>第 31 条</p>	<p>使用者が本条例の規定に基づき、労働者定年退職金を毎月拠出しなかった場合、又は金額が不足し、労働者が損害を受けた場合、労働者は使用者に対して損害賠償を請求することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の請求権は、労働者が離職した時から起算し、5 年間行使しないことで消滅する。(第 2 項)</p>
<p>第 32 条</p>	<p>労働者定年退職基金の原資は以下の通り:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者個人専用口座の定年退職金。 2. 基金運用の収益。 3. 徴収した滞納金。 4. その他収入。
<p>第 33 条</p>	<p>労働者定年退職基金は、労働者定年退職金の支給及び投資運用として使われる以外に、差押たり、担保に供したり又はその他用途に用いることはできない。その管理、運用及び利益分配の規定については、中央主務機関が草案し、行政院に決定するよう求める。(第 1 項)</p> <p>労働者定年退職金の経営及び運用について、監理委員会は金融機構に委託することができる。委託する経営の規定、範囲及び経費については、監理委員会が草案し、行政院に決定するよう求める。(第 2 項)</p>

第 34 条	<p>労働者保険局は、労働者定年退職金及び労働者定年退職基金の財務収支に関して、個別に口座を設け、同局が取り扱うその他業務と分別し処理しなければならない。関連する会計報告及び年度決算は、関連法令規定に基づき取扱い、監理委員会の査定を受けなければならない。(第 1 項)</p> <p>労働者定年退職基金の収支、運用及びその積立金額について、毎月、監理委員会の審議に提出し、中央主務機関に届出なければならない。中央主務機関は毎年これを公告しなければならない。(第 2 項)</p>
<p>第四章 年金保険</p>	
第 35 条	<p>200 人以上の労働者を雇用する事業単位は、組合の同意、組合のない事業単位の場合、労働者の 2 分の 1 以上の同意を得た後、保険法の規定に符合する年金保険に加入することができ、第 6 条第 1 項で規定する労働者定年退職金を拠出しなくてもよい。但し、年金保険加入を選択した労働者の人数が全労働者数の 2 分の 1 に満たない場合、これを実施してはならない。(第 1 項)</p> <p>前項で規定する年金保険の収支、許可及びその他遵守すべき事項の規定は、中央主務機関が定める。事業単位が前項規定の年金保険を採用する場合、中央主務機関の認可を受けなければならない。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の年金保険の平均収益率は、第 23 条の基準を下回ってはならない。(第 3 項)</p>
第 36 条	<p>使用者が毎月負担する年金保険料の拠出率は、労働者の毎月の賃金の 100 分の 6 を下回ってはならない。(第 1 項)</p> <p>使用者が毎月月末までに拠出すべき保険料について、保険者は、翌月の 7 日前までに保険料の納付状況を労働者保険局に通知しなければならない。(第 2 項)</p>
第 37 条	<p>年金保険契約は、使用者を保険契約者、労働者を被保険者及び保険金受取人としなければならない。事業単位の保険加入は、単独の保険者に限られる。保険者の資格は、中央主管機関がかかる保険業務の主務機関と共同して定める。</p>
第 38 条	<p>労働者が離職後、再就職した場合、所属していた年金保険契約は、新使用者が保険契約者となり、保険料を引続き拠出しなければならない。新旧使用者が加入する年金保険の拠出率が異なる場合、その差額は労働者が自ら負担しなければならない。但し、新使用者がその負担に同意する場合この限りではない。(第 1 項)</p> <p>前項で定める労働者の新使用者が年金保険に参加していない場合、第 6 条第 1 項で規定する定年退職金を拠出しなければならない。労使間にて別段の規定がある場合を除き、所属していた年金保険契約の保険料は、労働者自身が全額を負担し、労働者が拠出できない場合、年金保険契約の存続について、保険法及びかかる保険契約に基づき取り扱う。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の労働者が離職後、再就職した場合、使用者は第 6 条第 1 項の規定に基づき定年退職金の拠出を選択することができる。(第 3 項)</p>
第 39 条	<p>本条例の第 7 条から第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 20 条、第 29 条から第 31 条の規定は、本条例で定める年金保険に準用する。</p>
<p>第五章 監督・経費</p>	
第 40 条	<p>労働者の権益確保のため、主務機関、労働検査機構又は労働者保険局は必要とする場合、事業単位の労働者名簿及び関連資料を調査することができる。(第 1 項)</p> <p>労働者が、使用者の本条例規定の違反を発見した場合、使用者、労働者保険局、労働検査機構又は主務機関に苦情を申出ることができ、使用者は労働者の苦情申出を理由に、それに対し不利となる一切の処分をなしてはならない。(第 2 項)</p>
第 41 条	<p>労働者定年退職基金運用の委託を受けた金融機構が、その運用に対する意図的な干渉、操縦、指示又は、</p>

	<p>その他労働者の利益に損失を与える事由があることを発見した場合、監理委員会に通知しなければならない。措置の必要性があると監理委員会が判断した場合、直ちに中央主務機関に必要な措置をとるよう通知しなければならない。</p>
第 42 条	<p>主務機関、監理委員会、労働者保険局、委託を受けた金融機構及びその他関連機関、その団体に所属する人員は、業務処理上の秘密を対外に公表したり、又は不法な利益を受けてはならず、労働者及び使用者にとり最大の経済利益を得るよう、善良なる管理人としての忠誠義務を果さなければならない。</p>
第 43 条	<p>監理委員会及び労働者保険局が本条例規定の行政の実施及び施行に必要とする費用については、中央主務機関が予算を編成する。</p>
第 44 条	<p>労働者保険局が本条例規定の業務を行うことに伴う一切の帳簿、領収書及び業務収支は何れも免税とする。</p>
<p>第六章 罰則</p>	
第 45 条	<p>労働者定年退職基金の運用委託を受けた機構が、第 33 条第 2 項の規定に違反し、労働者定年退職基金を指定されない投資運用項目に使用した場合、200 万元以上 1 千万元以下の過料を科し、中央主務機関は期限を定め、付加利息を返還するよう命じなければならない。</p>
第 46 条	<p>保険者が第 36 条第 2 項の規定に違反し、労働者保険局に期限内に通知を行わなかった場合、6 万元以上 30 万元以下の過料を科し、改善するまで毎月連続して処罰する。</p>
第 47 条	<p>使用者が第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 2 項又は第 39 条に規定する給付基準及び期限に違反した場合、25 万元以下の過料を科す。</p>
第 48 条	<p>事業単位が第 40 条の規定に違反し、資料提供を拒絶したり、又は苦情を申出た労働者に対し不利な処分を出した場合、3 万元以上 15 万以下の過料を科す。</p>
第 49 条	<p>使用者が第 9 条、第 18 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 2 項又は第 39 条の規定に違反し、抛出、抛出停止の届出を行わず、又は名簿を備置かず、期限内の改善命令を経ても、期限内に改善しなかった場合、2 万元以上 10 万元以下の過料を科し、改善するまで毎月連続して処罰する。</p>
第 50 条	<p>使用者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、労働者定年退職金を毎月抛出しなかった場合、2 万元以上 10 万元以下の過料を科し、毎月連続して処罰する。労働基準法第 79 条第 1 号の過料規定は適用しない。(第 1 項)</p> <p>主務機関が前項の行うべき執行を執行しなかった場合、公務員考績法の関連処罰規定に基づき行う。(第 2 項)</p> <p>第 1 項で徴収した過料は、労働基準法第 56 条第 2 項の労働者定年退職基金に組入れる。(第 3 項)</p>
第 51 条	<p>使用者が第 30 条又は第 39 条の規定に違反し、労働者の賃金を差し引いた場合、1 万元以上 5 万元以下の過料を科す。</p>
第 52 条	<p>使用者が第 15 条第 2 項、第 21 条第 1 項又は第 39 条の申告、通知規定に違反した場合、5 千元以上 2 万 5 千元以下の過料を科す。</p>
第 53 条	<p>使用者が第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反し、定年退職金を期限通りに抛出しなかったり、又は金額が不足する場合、期限満了の翌日から完納の前日までの期間において、1 日につき、それが抛出すべき金額の 100 分の 3 の滞納金を徴収し、その滞納金は、抛出すべき金額を上限とする。(第 1 項)</p> <p>前項における使用者未納の定年退職金について、期限内の納付を命令したが、期限内に納付しなかった場合、法に基づき強制執行に移送する。使用者が不服の場合、法に基づき行政救済を提起することができる。(第 2 項)</p>

	使用者が第 36 条及び第 39 条の規定に違反し、期限通りに保険料を納付しなかったり、又は金額が不足する場合、それが負担すべき金額と同額の過料を科し、改善するまで毎日連続して処罰する。(第 3 項)
	第 1 項及び第 2 項の規定は、中華民國 94 年 7 月 1 日に遡及し、発効する。(第 4 項)
第 54 条	本条例に基づき徴収される滞納金及び科される罰金につき、処分を受けた者は、通知を受領した被から 30 日以内に納付しなければならず、期限内に納付しなかった場合、法に基づき強制執行に移送する。(第 1 項)
	第 39 条で定める年金保険の過料処分及び強制執行業務は、労働者保険局に処理を委託する。(第 2 項)
第 55 条	法人の代表者又はその他業に従事する人員、自然人の代理人又は被雇用者が、業務執行にあたり本条例の規定に違反した場合、本章の規定に基づき処罰される行為人を除き、該当法人又は自然人に対しても該当する各条項で定める過料を科す。但し、法人の代表者又は自然人が違反の発生の防止に努めた場合、この限りではない。(第 1 項)
	法人の代表者又は自然人が、違反の行為を教唆したり、又は容認した場合、行為人として論ずる。(第 2 項)
第七章 附則	
第 56 条	事業単位が、分割、合併又は譲渡などで消滅する場合、未払いの労働者定年退職金は、譲受事業単位により当然のごとく承継される。
第 57 条	本条例施行細則は、中央主務機関が定める。
第 58 条	本条例は、公布から 1 年後に施行される。

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

